

令和6年度
千葉地方最低賃金審議会
第3回専門部会
議事録

令和6年8月2日
14:00～16:15
千葉労働局1階会議室

令和6年度
千葉地方最低賃金審議会 第3回専門部会 議事録

1 日時 令和6年8月2日(金) 14:00~16:15

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、下田委員、村上委員

労働者側委員

岡田委員、中島委員、野田委員

使用者側委員

池田委員、坂元委員、高橋委員

4 議題

(1) 千葉県最低賃金の金額について

(2) その他

5 議事内容

(部会長)

ただ今から、第3回千葉県最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会は、運営規程第6条但し書きの率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当することから、非公開といたします。

なお、本日の議事につきましては、公労使の三者が揃い審議する部会は議事録を作成し公開することとなりますので、ご承知おきください。

それでは、始めに事務局から本日の専門部会の成立について報告をお願いします。

(賃金室長補佐)

本日は、公労使すべての委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の専門部会は有効に成立しております。

(部会長)

それでは、審議に入ります。

本日は、資料の配付がありますので、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

まず、「2020年基準 消費者物価指数」をご覧ください。

こちらは、7月29日の本審議会で提示させていただいた「頻繁に購入する品目」に類似する中分類指数「食料」になりますが、今回、令和4年10月から12月までを追記しました。

令和4年10月には、最低賃金が984円に改定されましたが、ここから1年間の千葉市の平均指数をみますと109.5%で、前年同月比の平均は7.6%となっております。

次に、左下に記載のある「参考 頻繁に購入する品目の構成」をご覧ください。

こちらに「食パン・あんぱん・カレーパンから診療代・ガソリン」など44品目が示されておりますが、今回用意しました消費者物価指数「頻繁に購入する品目」を含む中分類の対前年比上昇率の推移をご覧ください。

今回は、これら44品目を中分類「穀類・魚介類・肉類」などに分類して一覧表としたものでございます。

令和5年10月から令和6年6月までの千葉市の単純平均は5.5%、全国の単純平均は6.0%となっております。

なお、これらの分類につきましては、「2020年基準消費者物価指数の解説」でご確認いただくことができます。

事務局からは以上です。

(部会長)

ただ今の説明で、ご質問などはよろしいでしょうか。

(労働者委員)

頻繁に購入するということろで、単純平均が千葉で5.5%で、全国で6.0%となっており、以前に用意していただいたのものでは同じ期間で平均が5.4%になっており少し高い数字になっているというのは何か理由があるのでしょうか。

(賃金室長)

こちらを作成するにあたり、中央審議会の頻繁にとは集計した項目が異なっております。

中央の頻繁に購入するのは食パンとかアンパンとかの項目を集計しているのですが、食パンとかアンパンとかという項目での統計は全国と東京が公表されているのですが、千葉を含めた地方では公表されておられません。

そのため、食パンであれば穀物、豚肉や牛肉であれば肉類といった具合に中分類での集計したものの単純平均となっております。

(労働者委員)

中央審議会と同じものは、地方版は作成できないということでしょうか。

(賃金室長)

細かい商品といいますか製品での統計は地方分は公表されておられませんので、中央審議会と同じものを作成することはできません。

(労働者委員)

少々数字が高かったので何故だろうと思いましたが、わかりました。

(部会長)

そのほか、別室で協議するに当たり、ご発言することがありましたらお願いします。

《ありません。旨の声》

(部会長)

よろしいでしょうか。

《「はい。」「結構です。」旨の声》

(部会長)

では、別室にて協議をお願いいたします。
事務局は、別室に案内してください。

《労使それぞれ別室に協議》

《再開》

(部会長)

それでは再開させていただきます。

各側は本日は別室にて協議いただきましたけれども、それぞれの主張につきまして説明させていただきます。

労働者側は昨日 60 円という主張をされました。

本日は、Aランク目安額 50 円に、埼玉県との地域間格差 2 円と総合指数の 1 円を加えて 53 円という主張をされました。

労働者側として一番主張したいことは、近隣県、埼玉県との格差是正であるとのことでした。

使用者側については、昨日は第 4 表 の改定率を踏まえた 27 円をということでありました。

本日は、当初は連合の賃上げ状況 300 人未満の賃上率 4.45%を考慮し 45 円という数字をいただきましたが、その後、最賃の 3 要素を加味した数字 A ランクの引上率 4.6%を考慮して 47 円という主張をされました。

ここまでで、労使双方から補足などありましたらお願いいたします。

《ありません。旨の声》

(部会長)

よろしいですか

《はい。結構です。旨の声》

(部会長)

それでは、本日も別室にて協議いただきました。

労働者側については、昨日の 60 円から 53 円、目安額プラス 3 円。

使用者側については、27 円から 45 円、さらに 47 円ということで、目安額からマイナス 3 円ということでした。

なお、労働者側については、今現在は 53 円ですが、近隣県との格差是正は 1 円刻みでも構わないというお話もいただきましたが、物価が上がっており、今年も 1 円は上げるべきと考えるということでありました。

また、使用者側については、本日は 47 円であるが、予定されている最終日の 8 月 5 日までに他県の動きを見ながら考えたいということで、最終日にはもう少し歩み寄っていただけるのかと期待しているところであります。

ただし、本日はここまでで 6 円の隔たりということで審議を終了させていただきますと思います。

次回、第 4 回専門部会は 8 月 5 日午後 1 時 15 分から、場所は本日と同じ千葉

労働局 1 階会議室で開催いたします。

是非とも、労使各側意見調整をしていただき、結審に向けて明日のご審議をお願いいたします。

本日はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。